

安全保障関連法案の廃案を求める声明

安倍政権は自衛隊法や有事法制などを一括して改正する「平和安全法制整備法」と自衛隊を海外派遣して他国の軍隊を支援する「国際平和支援法」（新設）を閣議決定し、5月に国会に提出した。

これら安全保障関連法案は戦後歴代の内閣が一貫して認められないとしてきた集団的自衛権の行使を容認し、立法化するものであり、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった日本国憲法第9条に反するものとして認めることはできない。

昨年、国会審議も経ずに一内閣の判断で解釈改憲ともいえる集団的自衛権の容認を閣議決定し、そのための法整備を今国会で強行成立させようとする安倍政権の傲慢な政治手法は立憲主義、議会制民主主義を否定し、何よりも主権者である国民をないがしろにした暴挙といえる。

安倍政権下ではこれまで国家安全保障会議の設置、特定秘密保護法成立、武器輸出の原則解禁への方針転換、防衛省の予算の増加など戦争のできる国づくりへの準備が急速に進んでいるが、今回の法案は平和国家の地位を投げ捨て、軍事優先の国家へと国のありかたを変貌させるものである。

先の大戦では、多くの国民が戦争に動員され、医療者も軍医として戦地に駆り立てられその多くが戦死した。また、日本は人類史上初の核兵器の犠牲となった国であり、今もなお原爆の後障害に苦しんで医療機関を受診している。

敗戦後、日本は二度と同じ悲劇を繰り返さないために、憲法9条を掲げた日本国憲法の下で不戦の誓いをして戦後70年間、平和国家としての道を歩んできた。

これからも武力で国際問題を解決するのではなく、非軍事的な手段をもって問題解決に努めることが私たち現代人の進むべき道である。

私たちは人命を守る医師、歯科医師の団体として、人間同士が殺し合う戦争へのリスクが高まる安全保障関連法案の成立を断じて許すことは出来ない。

憲法違反の閣議決定を撤回するとともに、法案を廃案とすることを強く求める。

2015年6月 長野県保険医協会理事会